

【実地指導について】

現在市で実施している事業所の実地指導の概要については、以下のとおりとなります。

◆ 市所管事業所実地指導平成 30 年度実績

サービス種別	市所管実地指導対象事業所数 (H31. 3. 31 時点)	平成 30 年度実地指導実施事業所数
指定居宅介護支援	24	3
指定介護予防支援	6	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0
(介護予防) 指定小規模多機能型居宅介護	2	0
(介護予防) 指定認知症対応型共同生活介護	10	2
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	2
看護小規模多機能型居宅介護	1	1
指定地域密着型通所介護	15	5
合計	61	13

◆ 市所管事業所の実地指導に係る注意点等

- 県所管事業所の実地指導については、県事務所が実施します。
- 市での実地指導は、3 年～6 年に一度のペースで実施します（ペースについては、今後変更する可能性があります）。
- 日程等は実施日の 1、2 ヶ月前にお知らせします（実施通知、当日の準備書類一覧、自己点検シートをお送りします）。
- 実地指導の実施に先立ち、自己点検シートの提出をお願いしています。事前にお送りするファイルに必要事項を記入の上、担当課に提出していただくことになります。
- 自己点検シートは、指定基準に係るものと加算（介護報酬）に係るものの 2 種類に分かれます。
- 実地指導にかかる時間は、1 事業所につき 2 時間半程度です（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の場合は、5 時間程度になります）。

- 実地指導当日は、主に以下のような項目について、口頭、文書、デジタルデータによる確認若しくは事業所内の現場の確認をさせていただくこととなります。
 - 事業所において作成している報酬請求、利用者負担、介護実績、契約、雇用、勤務実績に係る書類
 - 事業所において作成しているケース記録、介護記録、支援記録、研修記録、会議記録、事故記録などの各種記録。
 - 事業所において整備している防疫マニュアル、非常災害対策マニュアル、事故対応マニュアル等各種マニュアル、要領等
 - その他、事業所が個別に行っている地域との連携に係る活動事例、事業所内の文書等管理状況、掲示物の掲示状況など
- 確認する資料の日付は、直近の請求確定月、その前月及びその前々月が基本となります（報酬請求、利用者負担、介護実績、勤務実績等）。但し、内容により直近1年以内であったり、それより以前の資料を確認する場合があります（契約書等）。
- 総合事業の事業所については、直接の指導対象とはなりません。適切なサービス提供の確保という点からも、訪問時に任意で書類の確認をさせていただいています。今後は、総合事業の事業所も正式な指導対象に変更していく予定です。